

群馬県農業負債整理関係資金制度検討会議設置要領

(趣 旨)

第1 意欲ある担い手の確保を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成に資することを目的とし、経営意欲と能力を有しながら、経営環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対し、個々の経営の実情に応じた償還負担の軽減などきめ細やかな資金融通の円滑化を図るため、「群馬県農業負債整理関係資金制度検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議は、次の事項を処理する。

- (1) 農業負債整理関係資金制度（以下「本制度」という。）の周知に関すること。
- (2) 本制度における「経営診断」に関すること。
- (3) 経営診断時に示された「経営改善計画」により、経営状況が所期の目的どおり達成されているかの検証及び指導に関すること。
- (4) その他、本制度の実施にあたっての諸問題の検討に関すること。

(構 成)

第3 検討会議は、別添構成員をもって構成する。

- 2 会長は、農業構造政策課長がこれにあたり会議を掌理するとともに、必要に応じて、構成員を選抜できるものとする。

なお、会長事故ある時は、会長が事前に指定した者がこれにあたる。

- 3 必要により、構成員以外の者の出席ができるものとする。
- 4 検討会議に幹事会を設置し、その業務を補完する。
- 5 幹事会の構成員は、検討会議構成員所属団体等の実務者をもってこれに充てる。

(会 議)

第4 検討会議及び幹事会は、会長が主宰する。

- 2 検討会議及び幹事会は、必要により随時開催する。

(事 務 局)

第5 検討会議の事務局は、農政部農業構造政策課に置く。

(そ の 他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は検討会議により決定する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年１１月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年１０月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年５月７日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年１１月１６日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年１１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年５月２３日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

群馬県農業負債整理関係資金制度検討会議構成員

検 討 会 議 構 成 員 職 名	幹 事 会 構 成 員 職 名
群馬県農政部農業構造政策課長	農業構造政策課農業者育成室経営資金係長 農業構造政策課農業者育成室経営技術係長
群馬県農政部米麦畜産課長	米麦畜産課 畜産経営係長又は農産室農産係長
群馬県農政部野菜花き課長	野菜花き課 野菜係長又は花き係長
群馬県農政部蚕糸特産課長	蚕糸特産課 蚕糸特産係長又は果樹係長
(株)日本政策金融公庫前橋支店農林水産事業統轄	(株)日本政策金融公庫前橋支店農林水産事業 融資課長
群馬県農業協同組合中央会担い手支援部長	群馬県農業協同組合中央会担い手支援部次長
農林中央金庫前橋支店副支店長	農林中央金庫前橋支店（担当班）次長
群馬県農業信用基金協会業務部長	農業信用基金協会業務部次長
群馬県農業会議事務局長	農業会議業務課長
群馬県畜産協会専務理事	畜産協会事業統括
(借入予定者所在地管轄農業事務所 農畜産指導課長又は担い手・園芸課長)	(農畜産指導課又は担い手・園芸課 経営担当及 び各専門担当)
(借入予定者所在地管轄市町村担当部課長)	(市町村担当)
(貸付予定融資機関担当部課長)	(融資機関担当)

検討会議・幹事会事務局員

職 名
群馬県農政部農業構造政策課農業者育成室経営資金係担当